

環境経営レポート

<平成 30 年度>

令和元年 5 月

一般社団法人土壌環境センター

目 次

はじめに	1
1 組織の概要、対象範囲、レポートの対象期間及び発行日	1
2 環境経営方針	3
3 環境経営目標とその実績・取組結果	4
4 環境経営計画とその実績・取組結果、評価 及び次年度の取組内容	10
5 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反、訴訟等の有無	14
6 会長の全体評価と見直しの結果	16

はじめに

土壌環境センターは、職員への研修等の諸準備を経て、平成 22 年 10 月 1 日からエコアクション 21 の認証取得に向けて活動を開始し、平成 23 年 3 月 31 日に認証を取得しました。第 1 期中期計画期間は、平成 22 年度～26 年度で、平成 27 年度から第 2 期中期計画期間が開始され、平成 30 年度はその 4 年目です。そして、平成 30 年度から「エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版」に基づき EA21 を実施しました。その活動と結果について、このレポートにとりまとめました。

1 組織の概要、対象範囲、レポートの対象期間及び発行日

一般社団法人土壌環境センター（以下、「センター」という。）は、平成 8 年 4 月 1 日に社団法人として発足し、平成 25 年 4 月 1 日に一般社団法人に移行しました。事務所は 1 か所で、土壌・地下水汚染に関する情報収集や調査検討等さまざまな事業活動を行っていますが、業務としてはいわゆる一般事務ですので、有害物質の使用はなく、多量の汚染物質を排出することはありません。

(1) 事業所名及び代表者氏名

一般社団法人土壌環境センター
会長 小野 義之

(2) 所在地

東京都千代田区麴町 4 丁目 5 番地 KS ビル 3 階

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

専務理事 村川 昌道
担当者連絡先 長谷 達夫・新田 洋子（住所は上記(2)・電話 03-5215-5955)

(4) 事業活動の内容

- 1) 土壌・地下水汚染対策に関する各種情報の収集及び提供
- 2) 土壌・地下水汚染対策に係る技術についての調査検討
- 3) 土壌・地下水汚染対策に関するセミナー等の開催及び関連図書の発行
- 4) 土壌・地下水汚染対策に関する資格制度の運営

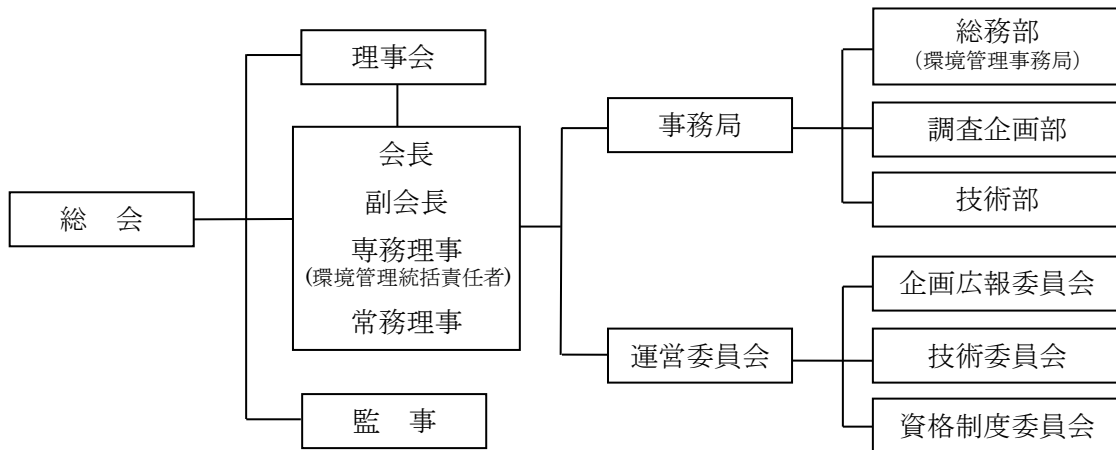
(5) 事業の規模

総従業員数 12 名（平成 31 年 3 月 31 日）
委員会数等 6 委員会 17 部会 10WG 等委員のべ約 341 人（平成 31 年 3 月 31 日）

事務所の床面積
事業活動支出費

319 m² (会議室スペースを含む。)
251 百万円 (平成 30 年度)

(6) 組織図



〔 上記のほか、表示していませんが「委員長連絡会議」があります。また、「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」の「主催者会議」等の事務局を務めました。 〕

(7) 対象範囲

全組織・全活動（センターが4学会と主催し事務局をしている「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」を含みます。）を対象としています。

(8) レポートの対象期間及び発行日

対象期間： 平成30年4月1日～平成31年3月31日

発行日： 令和元年5月8日

2 環境経営方針

■基本理念

一般社団法人土壌環境センターは、土壌・地下水汚染対策について対策技術の向上、知見の充実、知識の普及等を進めることにより、土壌・地下水汚染の回復の推進を図り、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資するという設立目的に則り、環境負荷の低減など持続可能な社会の発展と調和した環境経営の継続的改善に努めます。

■基本方針

- 1 土壌・地下水汚染対策に関する各種情報の収集に努め、当センター会員を含め広く社会に公表するよう努めます。
- 2 土壌・地下水汚染対策に係る技術について、実態を把握し、調査を行い、取りまとめた上で、当センター会員を含め広く社会に公表するよう努めます。
- 3 土壌・地下水汚染対策に関するセミナー、講習会、研究集会等を開催するほか、関連する図書の発行を行い、広く知識の普及に努めます。
- 4 土壌・地下水汚染対策に関する資格制度を運営し、この分野における人材を育成するとともに、適切なフォローアップを行うよう努めます。
- 5 事業活動に伴うエネルギーと資源の使用量の削減に努めます。特に電力とコピー用紙の使用量の削減に努めます。
- 6 廃棄物の発生量の抑制に努め、リサイクルを促進します。
- 7 グリーン購入により環境配慮物品を調達するよう努めます。また、報告書等の作成には再生紙を使用するよう努めます。
- 8 当センターの事業活動に係る環境関連の法規を遵守します。

平成 30 年 3 月 28 日

一般社団法人土壌環境センター

会長 小野 義之

3 環境経営目標とその実績・取組結果

(1) 中期目標とその実績

電力使用量、コピー用紙使用量、文具品のグリーン購入、事務機器のグリーン購入及び報告書等のグリーン化について、中期目標を次のとおり定めています。

現在の中期目標は第2期中期目標ですが、現在センターが入居しているビルでは正確な上水使用量が測定できないため、第1期中期計画と異なり上水使用量の目標値は定めていません。

項目		平成 21 年度 (基準年)	中期目標／実績				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
電力使用量	目標		基準年比 21%減 40,694kWh	基準年比 22%減 40,179kWh	基準年比 23%減 39,664kWh	基準年比 24%減 39,149kWh	基準年比 25%減 38,634kWh
	実績	51,512kWh	26,057kWh	25,795kWh	25,846kWh	23,361kWh	
コピー用紙 使用量	目標		基準年比 11%減 2,517kg	基準年比 12%減 2,489kg	基準年比 13%減 2,460kg	基準年比 14%減 2,432kg	基準年比 15%減 2,404kg
	実績	2,828kg	1,144kg	1,417kg	1,730kg	1,144kg	
文具品のグ リーン購入	目標		100%	100%	100%	100%	100%
	実績	ほぼ 100%	100%	100%	100%	100%	
事務用機器 のグリーン 購入等	目標		100%	100%	100%	100%	100%
	実績	ほぼ 100%	100%	100%	100%	100%	
報告書等の グリーン化	目標		100%	100%	100%	100%	100%
	実績	ほぼ 100%	100%	100%	100%	100%	

(2)平成 30 年度の環境経営目標とその実績

平成 30 年度の環境経営目標とその実績及び評価は次のとおりです。このうち 1 から 4 はセンターの事業であり毎年度内容が変わるため中期目標には含めていません。

環境目標	実績	評価
<p>1 「土壌汚染状況調査・対策に関する実態調査」をとりまとめ公表する。</p>	<p>10 月 12 日に環境省記者クラブを通じて平成 29 年度「土壌汚染状況調査・対策に関する実態調査」を公表した。</p>	<p>○</p>
<p>2 土壌・地下水汚染対策に係る技術について、技術委員会のもとで以下の調査検討を行いとりまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染土壌等の適正な利用に関する検討部会 ・ 新規制動向を踏まえた調査対策スキームの検討部会 ・ サステイナブル・アプローチ検討部会 ・ ISO/TC190 部会 ・ 放射性物質による土壌汚染調査・対策検討部会 ・ 技術実態集計分科会 ・ 技術標準化分科会 	<p>平成 29 年度の調査検討結果を 6 月に報告書として取りまとめた。引き続き、平成 30 年度の調査検討を実施した。</p>	<p>○</p>
<p>3 土壌・地下水汚染対策に関する知識の普及を以下のとおり進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種セミナーを開催する。 ・ 「第 24 回地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」の事務局を務め開催する。 ・ 上記のセミナー及び研究集会については環境に配慮しつつ実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「土壌汚染調査 現場講習会」を 11 月 16 日に株式会社東亜利根ボーリング大和試験場で開催した。 ・ 土壌汚染対策法での「未規制物質への対応」セミナーを 1 月 23 日に牛込笹笥区民ホールで開催した。 ・ 会員限定セミナー「東京都環境確保条例の改正についてほか」を 3 月 15 日にセンターで開催した。 ・ 「第 24 回地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」を 10 月 30 日～11 月 1 日に福島市で開催した。 ・ 上記のセミナー及び研究集会については、WEB による参加申込、機材輸送に再利用できるコンテナの使用、配布資料への再生紙の使用、資 	<p>○</p>

	<p>料梱包用紙のリサイクル、昼食の弁当容器の回収、発生ゴミの分別収集の環境配慮の取組を行った。</p>	
<p>4 土壌・地下水汚染対策に関する資格制度を以下のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌環境監理士 資格認定試験 ・ 土壌環境保全士 講習・認定試験 ・ 土壌環境リスク管理者 講習・認定試験 ・ 上記の講習・認定試験については環境に配慮しつつ実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 18 回土壌環境監理士資格認定試験（筆記試験を 9 月 8 日、面接試験 11 月 17 日）を実施した。 ・ 第 37 回土壌環境保全士講習会（2 月 14～16 日）を実施した。 ・ 第 44 回土壌環境保全士リフレッシュ講習会（6 月 19 日）、同じく第 45 回（10 月 2 日）及び第 46 回（3 月 5 日）を実施した。 ・ 第 32 回土壌環境リスク管理者講習会（6 月 5・6 日）及び第 10 回土壌環境リスク管理者レベルアップ講習会（11 月 6 日）を実施した。 ・ 上記の講習・認定試験については、WEB による参加申込、機材輸送に再利用できるコンテナの使用、配布資料への再生紙の使用、資料梱包用紙のリサイクル、発生ゴミの分別収集の環境配慮の取組を行った。 	<p style="text-align: center;">○</p>

5 電力使用量及びコピー用紙使用量について、中期目標に定めた平成30年度の目標値に向けそれらの削減に努める。廃棄物の発生量を抑制するための取組を行う。また、紙類等のリサイクルを促進する	電力使用量 39,149kWh	23,361kWh (△40%) センター全体で節電に努めたこと等により、目標値を大幅に下回って達成することができた。	○
	コピー用紙 使用量 2,432kg	1,144kg (△53%) 環境省等からの請負事業が昨年より少なかったこと及び職員がコピー用紙使用量の削減に努めたことにより目標値を大幅に下回って達成することができた。	○
	廃棄物の発生量の抑制	千代田区の事業所古紙リサイクル「エコオフィス町内会」と契約し、再生紙、新聞紙、雑誌等の分別収集リサイクルを実施し、1,380kgの廃棄物を減量化した。また、これとは別に文書溶解リサイクル処理により120kgの廃棄物を減量化した。	○
6 購入する文具品及び購入またはリースする事務用機器のうちグ	グリーン購入 (文具品)	100% (69件中69件でグリーン購入)	○

<p>リーン対象商品があるものについては、特別の理由がある場合を除き全量グリーン化する。また、作成する報告書等については、再生紙等グリーンな紙を使用する場合は必ず使用する。</p>	<p>グリーン購入 (事務用機器)</p>	<p>100% (16 件中 16 件でグリーン購入)</p>	<p>○</p>
	<p>報告書等に再生紙等グリーンな紙を使用</p>	<p>100% (17 件中 17 件で再生紙を使用)</p>	<p>○</p>
<p>7 当センターの事業活動に係る環境関連の法規を遵守する。</p>	<p>事業活動に関連する環境関連の法規を遵守した。(詳細は 13 ページ)</p>		<p>○</p>

(3) 環境への負荷量（二酸化炭素発生量）

センターの使用エネルギーのほとんどは電力です。基準年の平成 21 年度及び中期計画期間の平成 27 年度以降の電力使用による二酸化炭素発生量は次のようになっています。

項目	平成 21 年度 (基準年)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
電力使用量 (kWh)	51,512	26,057	25,795	25,846	23,361
排出係数 (kg-CO2/kWh)	0.324	0.500	0.500	0.441	0.441
二酸化炭素量排出量 (kg-CO2)	16,690	13,029	12,898	11,398	10,302

(注) 平成 21 度は平成 21 年度の東京電力の調整後排出係数、平成 27・28 年度は平成 27 年度の東京電力の排出係数、平成 29・30 年度は平成 29 年度の関電エネルギーソリューションの調整後排出係数を使用しました。

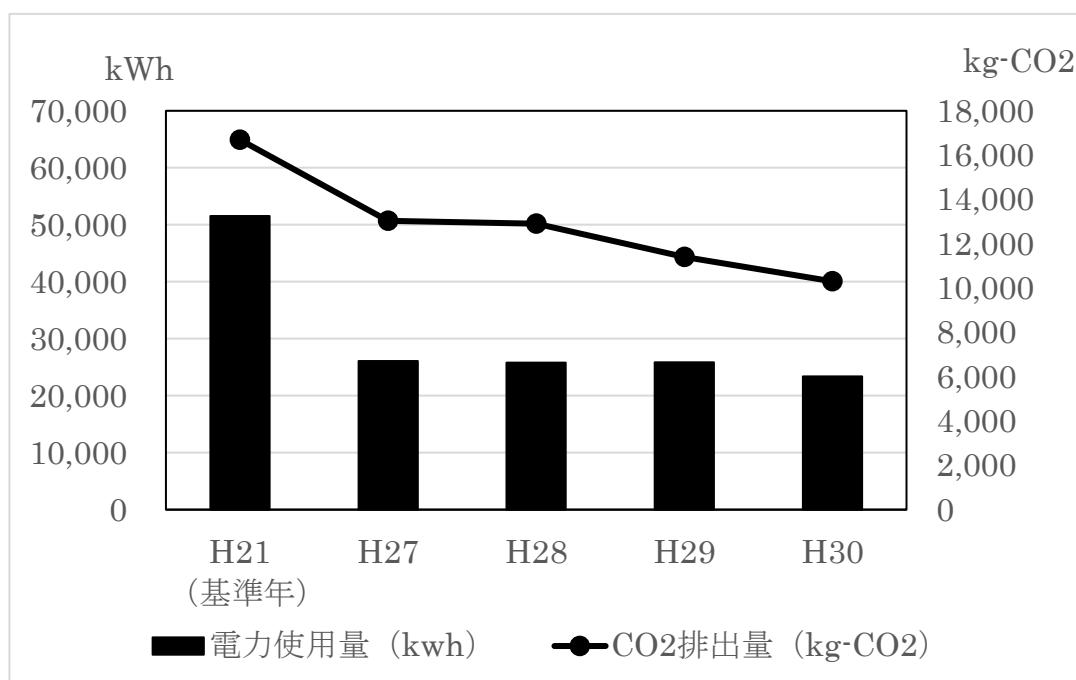


図 1 電力使用量及び二酸化炭素排出量の推移

4 環境経営計画とその実績・取組結果、評価及び次年度の取組内容

(1) 環境経営計画とその実績・取組結果

平成 30 年度から「エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版」に移行するに当たり、「環境への取組の自己チェック表」についても、新しく示された「ガイドライン 2017 年版 環境への取組の自己チェック表」に準拠することとしました。具体的にはこれまでの自己チェック表の取組 32 項目については、新しい自己チェック表の相当する項目に合わせて必要な表現の修正をした上で、以下の 2 項目を追加し全 34 項目としました。

- ・体力に応じ、エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努めている。
- ・分別廃棄の徹底をしている。

この取組の自己チェック表について各職員に取組を求めるとともに、毎月各職員から取組結果の報告を受けてとりまとめました。総合結果でみると、平成 30 年度は 96.6% (185.6 点/満点 192 点) と平成 29 年度とほぼ同等の結果となりました。

取組項目	具体的な取組	重要度	取組結果	
			平成 29 年度	平成 30 年度
電力使用量の削減	事務室の照明は、昼休み、残業時など、不必要な時は消灯している	3	○	○
	ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレなど、照明は普段は消灯し、使用時のみ点灯している	3	○	○
	夜間、休日は、パソコン、プリンターなどの主電源を切っている	3	○	○
	体力に応じ、エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努めている	3	—	○
	空調の適温化（目標：冷房 28 度程度、暖房 20 度程度）に努めている	3	○	○
	使用していない部屋の空調を停止している	3	○	○
	夏季における軽装（クールビズ）、冬季における重ね着（ウォームビズ）など服装の工夫をして、冷暖房の使用を抑えている	3	○	○
	空調を必要な区域や時間に限定して使用している	3	○	○
	パソコン、コピー機などの OA 機器は、省電力設定にしている	3	○	○

	ブラインドやカーテンの利用などにより、熱の出入りを調節している	3	○	○
	コピー機、パソコン、プリンターなどのOA機器については、エネルギー効率の高い機器を導入している	3	○	○
コピー用紙使用量の削減	会議用資料や事務書類の簡素化に取り組んでいる	3	○	○
	打合せや会議の資料などについては、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に取り組んでいる	3	○	○
	印刷物を作成する場合は、その部数が必要最小限の量となるように考慮し、残部が出ないように配慮している	3	○	○
	両面、集約などの機能を活用した印刷及びコピーを徹底している	3	○	○
	使用済み用紙、ポスター、カレンダーなどの裏紙が活用できる紙は可能な限り利用するよう工夫している	3	○	○
	コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤りなどのミスコピーを防止するため、使用前に設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットしている	3	○	○
	社内LAN、データベースなどの利用による文書の電子化に取り組んでいる	3	△	△
上水使用量の削減	手洗い時、洗い物においては、日常的に節水を励行している	3	○	○
廃棄物の発生量の抑制	分別廃棄の徹底をしている	3	—	○
	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当など）の使用や購入を抑制している	3	○	○
	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理などにより、製品などの長期使用を進めている	3	○	○
	コピー機、パソコン、プリンターなどについて、リサイクルしやすい素材を使用した製品を購入している	3	○	○
リサイクルの促進	シュレッダーの使用を機密文書などに限り、シュレッダー処理紙のリサイクルに努めている	3	○	○
	紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池などについて、分別回収ボックスの適正配置などにより、ごみの分別を徹底している	3	○	○
	コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収ルートを確立し、リサイクルを図っている	3	○	○

グリーン購入	環境ラベル認定などの製品を優先的に購入している	3	○	○
	コピー用紙、印刷物、パンフレット、名刺などの紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を図っている	3	○	○
	省エネルギー基準適合製品を購入している	3	○	○
製品の環境配慮	報告書、販売図書、パンフレットなどの作成に当たり、再生紙を利用している	3	○	○
環境コミュニケーション	ウェブサイト上で環境に関する情報を提供している	2	○	○
	外部からの情報提供、公表の依頼に対する窓口を置いている	2	○	○
社会貢献	環境に関する基金・団体を支援している	1	○	○
	環境に関する研究や活動を行っているサークルなどに対する支援、又は協働を行っている	1	○	○
総合結果			○	○
			174.0/180 (96.7%)	185.6/192 (96.6%)

調査・とりまとめ方法

毎月、各職員から、各取組ごとに、既に取り組んでいるときは「2」、さらに取組が必要なときは「1」、取り組んでいないときは「0」と報告してもらい、これを取組ごとに平均して、1.5（達成度75%）以上のときは○、0.5（達成度25%）以上のときは△、0.5（達成度25%）より小さいときは×と表示しています。

また、最下欄の総合結果については、各取組事項の点数に重要度の数値を掛けて合計した総合点数を満点192点と比較して表示し、その達成度が75%以上のときは○、25%以上のときは△と表示しています。

(2) 評価及び次年度の取組内容

(1)の結果のとおり、平成30年度の環境への取組の自己チェックリストによる全職員の全項目の取組結果は、192満点中185.6(96.6%)点と平成28年度の180満点中174点(96.7%)とほぼ同等の結果となりました。

また、平成29年度に「△」であった「社内LAN、データベース等の利用による文書の電子化に取り組んでいる」については、これまで、平成23年度の講習会受付システムの導入、平成24年度の紙媒体のニュースのメールマガジンへの切り替え、同年度の技術委員会でのオンラインストレージの活用、平成25年度の規程集の電子化、平成28年度の技術委員会部会でのプロジェクターの活用、平成29年度の新しいホワイトボードの購入、平成30年度の資格制度でのオンラインストレージの活用と段階的に進めてきました。今後ともできることから、文書の電子化に取り組んでいくこととしています。



図2 千代田エコオフィス町内会の回収ボックス



図3 昼休みに電灯のスイッチを切ることを促す注意書き

5 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無等

(1) 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果

センターに適用されている環境関連法規等について、平成 28 年度における遵守状況の確認結果及び評価の結果は次の表のとおりです。

法令の名称	適用される要求事項	遵守状況の確認	評価
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	物品を購入、借り受ける場合は、できる限り環境物品等を選択するよう努める。	文具品のグリーン対象品の購入率は 100%であった。また、事務用機器のグリーン対象品の購入・リース率も 100%であった。	○
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）	事業活動に関し環境情報の提供に努める。 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供に努める。	EA21 による環境活動レポートは作成後公表した。 期間中作成した報告書等については、すべて再生紙を使用し該当するマークを表示した。	○
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	事業活動に関し温室効果ガスの排出抑制等のための措置を講ずるよう努める。	電力使用量を削減するなど、二酸化炭素の排出抑制に努めた。	○
資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）	製品をなるべく長期に使用し、再生資源等の利用を促進する。国・地方公共団体及び事業者が行う措置に協力する。	千代田区が行うリサイクル活動「ちよだエコ・オフィス町内会」に参加し、紙類のリサイクルに努めた。またパソコン等の廃棄は無かった。	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物管理票の写しの送付を受けたときは、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県に提出する。	期間中に廃棄したパソコン等は無く、したがって産業廃棄物管理票に関する報告書の東京都への提出も無かった。	○
消防法	防火管理者を定め、必要な業務を行なわせる。防火管理者を定めたときは所轄消防署長に届け出る。	防火管理者が自主検査を実施した。	○
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）	事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う施策に協力す	EA21 の活動を通じ、環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、必要な管理体制の整備に努	○

	<p>る。 環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、環境への負荷の状況について把握する。</p>	<p>め、環境への負荷の状況を把握した。</p>	
<p>千代田区生活環境条例</p>	<p>事業活動等に当たっては、その社会的責任を自覚し、周辺住民等のため自己の施設及びその周辺を清浄にする等、安全で快適なまちの実現に資するため必要な措置を講じるよう努める。 前項の責務について、従業員等その事業活動等に従事する者に周知する。 この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力する。</p>	<p>EA21の活動を通じ、安全で快適なまちの実現に資するよう努めるとともに、責務等について職員に周知を図った。</p>	○

※ 上記のほか、遵守義務はありませんが、センターの業務内容が「環境基本法」（土壤の汚染に係る環境基準）、「土壤汚染対策法」及び「水質汚濁防止法」と関連しています。

(2) 違反、訴訟等の有無

環境関連法規等に対する違反はありませんでした。また、環境に関連した訴訟等もありませんでした。

(3) 外部からの苦情等の受付状況

外部からの苦情等の受付はありませんでした。

6 会長の全体評価と見直しの結果

(1) 会長の全体評価

平成 30 年度は第 2 期中期計画の 4 年目であり、ガイドライン 2017 年版に基づく EA21 の 1 年目となります。環境方針が環境経営方針に変わるなど当初は苦労も多いと思いますが引き続き努力をお願いします。環境目標別にみると、今年度は、電力使用量がこれまでで最低、コピー用紙使用量についても昨年度より大幅に減少しています。また、実態調査、技術委員会のとりまとめ、知識の普及、そして資格制度のいずれも目標どおり実施され、その他の目標もすべて達成することができました。これは、事務局の職員及び委員会の関係者全員が努力した結果だと思えます。また、「文書の電子化」については、完全実施が困難な中、できるところから取り組むという姿勢を継続して実現できていると思えます。今後ともこの姿勢を継続して下さい。

(2) 見直しの結果

- ・平成 30 年度から、「エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版」に基づき、これまでの「環境方針」を「環境経営方針」に変更したところですが、この方針については来年度も引き続き継続することとします。
- ・中期経営計画に基づき、来年度（令和元年度）は、基準年に比べて、電力使用量は 25%減、コピー用紙使用量は 15%減を目標とします。また、文具品・事務用機器のグリーン購入、報告書等のグリーン化については引き続き達成度 100%を目指すこととします。
- ・令和元年度の環境経営目標は、センターの令和元年度の事業計画に沿って策定しました。
- ・これまでの自己チェック表の取組 32 項目については、新しい「ガイドライン 2017 年版環境への取組の自己チェック表」の相当する項目に合わせて必要な表現の修正をした上で、新しい 2 項目を追加し取組は全 34 項目としたところですが、このチェック表については来年度も引き続き継続することとします。
- ・審査人の指摘に基づき、今後、電力使用量から二酸化炭素排出量を算出する際の排出係数については、「調整後排出係数」が公表されているときはこれを使用することとし、その旨明記することとしました。
- ・取組のうち、その結果が不十分であった「文書の電子化」については、できるところから取り組むという姿勢を継続していきます。
- ・環境関連法規等については、引き続き遵守に努めます。